

償還払い請求について

■ 通院に係る医療費については、保健福祉事務所への償還払い請求が必要です。

入院の場合

参加者証を指定医療機関窓口
提示すると、自己負担額が1万円になります

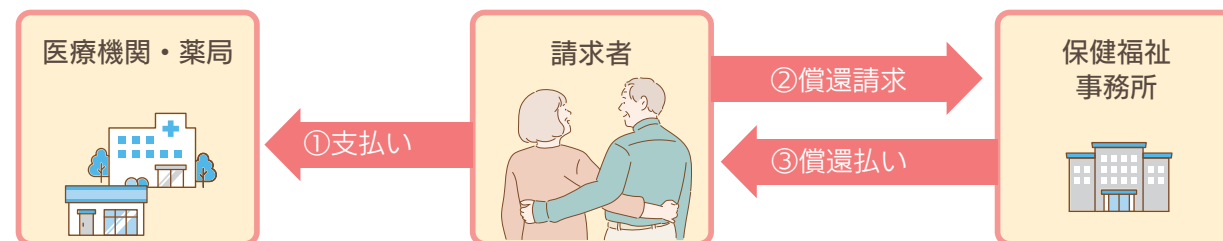
※同一の月に1つの指定医療機関における1回の入院で
高額医療費算定基準を超えると窓口負担1万円です
※参加者証を指定医療機関の窓口に表示できない場
合は、一部負担金を支払い、後日、保健福祉事務所
に償還請求をしてください

通院の場合

後日保健福祉事務所に償還払い請求を
することで、自己負担額が1万円になります

高額療養費算定基準額と自己負担額1万円
との差額を口座振り込みにより助成

■ 償還請求の流れ



償還払い請求時に提出する書類

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 医療費償還請求払い請求書 | <input type="checkbox"/> 償還請求の対象月に受診した全ての医療機関、薬局が発行した
領収書、診療明細書及び調剤明細書 |
| <input type="checkbox"/> 請求者の保険証、高齢受給者証または
後期高齢者医療被保険者証の写し | <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号等が確認できる資料
(通帳やキャッシュカード) |
| <input type="checkbox"/> 参加者証の写し | <input type="checkbox"/> 肝炎治療月額管理票の写し
(肝炎治療受給者証をお持ちの方のみ) |
| <input type="checkbox"/> 医療記録票の写し | |

更新の手続き

参加者証の有効期間は原則1年間です。ただし、更新することができます。

更新申請に必要な書類は所得区分によって変わります。

詳しくはお住まいの地域の保健福祉事務所までお尋ねください。

◎必要書類(例)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 交付申請書
(保健福祉事務所にて記載できます) | <input type="checkbox"/> 住民票 |
| <input type="checkbox"/> 交付済の参加者証 | <input type="checkbox"/> 住民税課税・非課税証明書類(世帯全員分) |
| <input type="checkbox"/> 医療記録票 | <input type="checkbox"/> 高齢受給者証 ※ |
| <input type="checkbox"/> 保険証 | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療費保険者証 ※ |
| | <input type="checkbox"/> 肝炎治療月額管理票 ※ |
- ※お持ちの方のみ

●臨床調査個人票は不要です。

●年収370万円以下の要件を引き続き満たしている必要があります。

●医療記録票は、高額療養費算定基準を超えた月数が過去23ヶ月で1月以上あることが確認できるものを添付してください。

ウイルス性肝炎が原因の 肝がん・重度肝硬変の方へ 医療費助成のご案内

お問い合わせ先

京都大学医学部附属病院

【肝疾患相談センター】

(月・水・金曜日 午前10時～12時)
※祝日および年末年始は除く

Tel. 075-751-4701

【保険福祉掛】

(場所：外来棟1階患者総合サポートセンター内)

Tel. 075-751-3055

B型肝炎・C型肝炎ウイルスが原因の

肝がん・重度肝硬変の方は 医療費助成が受けられます

対象となる方

✓ B型肝炎・C型肝炎ウイルス

が原因の肝がんまたは**重度肝硬変**と診断されている



✓ 参加者証の取得

※お住まいの(住民票のある)都道府県へ申請



✓ 世帯年収が約370万円以下



✓ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究にご協力いただける方

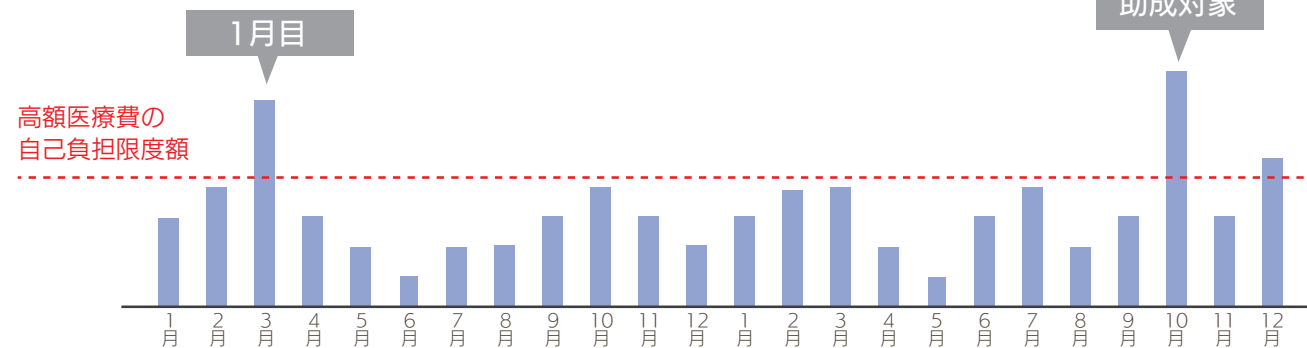


✓ 対象医療の医療費について、高額療養費の限度額を超えた月が、過去2年間(24ヶ月)で**2月以上**ある方

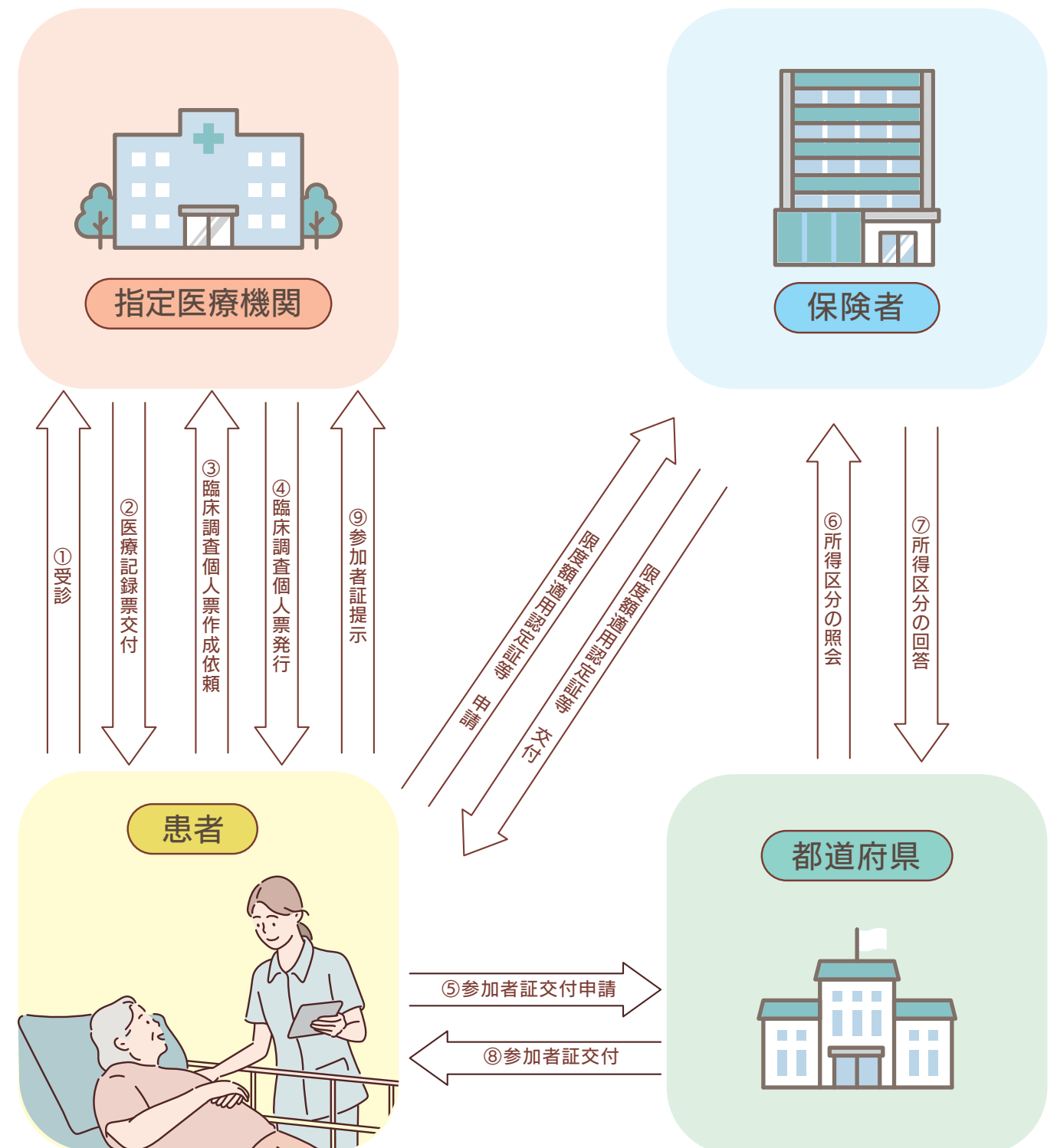


入院も通院も自己負担月1万円へ

※指定医療機関において医療を受ける必要があります



参加者証交付申請まで



1月あたり最大47,600円の医療費の助成が受けられます！

治療2月目から入院も通院

年齢区分と適用される区分

70歳未満の方

- ◇ 限度額適用認定または限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分 (ア～ウの方→対象外)
- 限度額認定証等をもっていない方

エ・オの方→対象

それぞれの窓口へ問い合わせる

国保の方

協会けんぽ・共済組合等
国保以外の方

市役所・役場に行く
窓口：国民健康保険担当へ

保険組合の窓口へ行く
窓口：それぞれの組合へ

70歳以上75歳未満の方

- ◇ 医療保険における一部負担金 (割合3割負担の方→対象外)
- 限度額認定証等をもっていない方

割合2割負担の方→対象

それぞれの窓口へ問い合わせる

国保の方

協会けんぽ・共済組合等
国保以外の方

市役所・役場に行く
窓口：国民健康保険担当へ

保険組合の窓口へ行く
窓口：それぞれの組合へ

対象：75歳以上の方

- ◇ 後期高齢者医療制度における一部負担金 (割合3割負担の方→対象外)
- 限度額認定証等をもっていない方

割合1割または2割負担の方→対象

それぞれの窓口へ問い合わせる

国保の方

協会けんぽ・共済組合等
国保以外の方

市役所・役場に行く
窓口：国民健康保険担当へ

保険組合の窓口へ行く
窓口：それぞれの組合へ

指定医療機関受診

指定医療機関で臨床調査個人票と医療記録票を作成・交付依頼

お住まいの保健所、京都市各区・支所の健康長寿推進課
または京都市健康対策課で必要書類を提出し参加証申請・交付

指定医療機関へ参加証提示



※マイナンバーを用いた情報連携を実施可能な場合は、提出書類の一部を省略することができます。詳しくは申請窓口でお尋ねください。

も自己負担月1万円へ

参加者証交付申請に必要な書類

70歳未満の方

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書
- 臨床調査個人票および同意書
- 本人の保険証の写し
- 限度額適用認定証等の写し
- 本人の住民票(抄本)の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
- 医療記録票の写し等
(指定医療機関以外を受診した場合は京都府ホームページから別様式で書類を添えてください)
- 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、
肝炎治療自己負担上限額管理票の写し

70歳以上の方

限度額適用認定証等をお持ちでない方「一般区分(Ⅲ)」

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書
- 臨床調査個人票および同意書
- 本人の保険証の写しと高齢受給者証の写し
(75歳以上は本人の後期高齢者医療被保険者証の写し)
- 本人および世帯全員の住民税課税証明書類
- 本人および世帯全員の住民税(謄本)の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
- 医療記録票の写し等
(指定医療機関以外を受診した場合は京都府ホームページから別様式で書類を添えてください)
- 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、
肝炎治療自己負担上限額管理票の写し

限度額適用認定証等をお持ちの方「低所得区分(I・II)」

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書
- 臨床調査個人票および同意書
- 本人の保険証の写しと高齢受給者証の写し
(75歳以上は本人の後期高齢者医療被保険者証の写し)
- 限度額適用認定証等の写し
- 本人の住民票(抄本)の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
- 医療記録票の写し等
(指定医療機関以外を受診した場合は京都府ホームページから別様式で書類を添えてください)
- 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を受けている場合は、
肝炎治療自己負担上限額管理票の写し



